

令和4年度 第4回江津市農業委員会総会

日時：令和4年7月20日(水) 午前9時30分～

場所：江津市総合市民センター2階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

第3 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第4 議案 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第5 議案 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第6 議案 第4号 非農地証明について

第7 意見 第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について

第8 その他

○出席農業委員（11名）

1番 佐々木英夫 2番 山田博 3番 山本秀彦 4番 藤井孝子
5番 柳原良雄 6番 和田幸子 7番 大村理之 8番 二本木俊二
9番 田代和秋 10番 深野政勝 11番 原田和徳

○出席推進委員（10名）

盆子原 温、階本誠一、崎谷靖徳、野田英夫、河村博幸
佐々木建也、湯浅憲昭、仲津和法、壺岐和功、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 係長 津島正彦

○午前9時30分 農業委員会総会 開議

事務局 ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和4年度、第4回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長にあいさつの後、議事進行をよろしく願いいたします。

会長 おはようございます。今日は事務局から農業委員会業務必携を配布していただいております。新しいバージョンです。ご一読いただき活用していただき

と思います。また、本日説明があるようですが、今年度の農地利用状況調査等が始まります。一部、改正があるようですので、皆さん、よくお聞きいただいて、厳しい暑さの中ですが、健康に気を付けて調査の方をよろしく願います。またコロナについても、急拡大しておりますので、くれぐれも感染防止対策等をしながら対応したいなと思いますので、よろしく願います。それでは、ただ今より、令和4年度、第4回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、井上推進委員から欠席の報告がありました。なお、出席委員は過半数以上でありますので、本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてから願います。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 ご了解を頂きましたので、4番 藤井委員、5番 柳原委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしく願います。

農地法 第18条第6項

会 長 日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。多数ありますが、1から16まで賃借人が同一でありまして転貸先で3つくらいに分けられるようです。事務局は分割して説明を願います。

事務局 それでは報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出です。1番から16番までのすべてが中間管理機構の事業でして、しまね農林振興公社が借り受けて担い手に貸し出すという形を取っています。これが解約になっております。1番から8番までは、賃貸人から農業公社が借りて●●●●に転貸して耕作していたという事です。9番につきましては、●●●●が借りて耕作していたものです。それから10番から16番については、●●●●が耕作していたものになっています。それでは1番から、農地の所在は松川町上河戸●●●番、地目は田、面積は●●●㎡、松川町上河戸●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。賃貸人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。賃借人は公益財団法人しまね農業振興公社です。解約成立日は令和4年6月1

日で、土地引渡時期は令和 4 年 6 月 3 日となっております。次に 2 番です。農地の所在は松川町上河戸●●●番、地目は田、面積は●●●㎡、松川町上河戸●●●番、地目は田、面積は●●●㎡、松川町上河戸●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。賃貸人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。賃借人はしまね農業振興公社です。解約届出日と土地引渡時期も先ほどと同日でございます。次に 3 番です。農地の所在は松川町上河戸●●●番、地目は田、面積は●●●㎡、松川町上河戸●●●番、地目は田、面積は●●●㎡、松川町上河戸●●●番、地目は田、面積は●●●㎡、松川町上河戸●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。賃貸人は●●●●さん、●●●市●●●区●●●丁目●●●番●●●号です。賃借人はしまね農業振興公社です。次に 4 番です。農地の所在は松川町下河戸●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡です。賃貸人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。賃借人はしまね農業振興公社です。次に 5 番です。農地の所在は松川町上河戸●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。賃貸人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。賃借人はしまね農業振興公社です。次に 6 番です。農地の所在は桜江町谷住郷●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。賃貸人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。賃借人はしまね農業振興公社です。次に 7 番です。農地の所在は桜江町谷住郷●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。賃貸人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。賃借人はしまね農業振興公社です。次に 8 番です。農地の所在は桜江町谷住郷●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。賃貸人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。賃借人はしまね農業振興公社です。1 から 8 番は以上です。次に 9 番です。農地の所在は川平町南川上●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡です。賃貸人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。賃借人はしまね農業振興公社です。次に 10 番です。農地の所在は桜江町田津●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡です。賃貸人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。賃借人はしまね農業振興公社です。次に 11 番です。農地の所在は桜江町田津●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡です。賃貸人は●●●●さん、●●●市●●●区●●●番●●●号です。賃借人はしまね農業振興公社です。次に 12 番です。農地の所在は桜江町田津●●●番、地目は畑、面積は●●●

㎡です。賃貸人は●●●●さん、●●●市●●●区●●●丁目●●●番●●●号です。賃借人はしまね農業振興公社です。次に 13 番です。農地の所在は桜江町田津●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡です。賃貸人は●●●●さん、●●●市●●●区●●●です。賃借人はしまね農業振興公社です。次に 14 番です。農地の所在は桜江町田津●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡です。賃貸人は●●●●さん、●●●市●●●区●●●です。賃借人はしまね農業振興公社です。次に 15 番です。農地の所在は桜江町田津●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡です。賃貸人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番です。賃借人はしまね農業振興公社です。次に 16 番です。農地の所在は桜江町田津●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡です。賃貸人は●●●、●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。賃借人はしまね農業振興公社です。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より 1 から 16 について報告がありましたが、この件について、ご質問等はありませんか。

9 番委員 　すみません。

会 長 　はい、どうぞ。

9 番委員 　これだけの合意解約が出ていますが、新たな貸借契約ということはどうなっているのでしょうか。

事務局 　以前ですと、この届出があった時に次はどうするのかということ聞き取りして、耕作継続が見込まれない場合は問題ありということで、農地保全の話をさせてもらうこともあったのですが、現在は全然そういった話は無くて、通知という形式になってくるので、次どうするかという部分の報告は書面に記載いただいているだけです。今回は、●●●●に関しては、上河戸地域から撤退するというので、解約後、約 3 分の 1 の農地には地権者個人で営農継続される方が 2～3 人おられます。ただ、他の約 3 分の 2 はそのまま放置されるのではないかと思います。また、●●●は解約後に地権者さんが自分で営農耕作されるということを聞いております。また、●●●は解約後、他の制度で管理エリア内は農地保全を行い、それ以外はそのまま放置されるのではないかと思います。以上です。

9 番委員 　はい、分かりました。

会 長 他にございませんか。はい、どうぞ。

9番委員 現在のところで解約をして、これから行う利用状況調査に反映するのはどうしたらいいのでしょうか。

事務局 現在は、保全管理の農地として調査結果があがってくると思いますが、次年度以降に何もしなければ、当然、荒廃区分1という形の調査結果になるのではないかと思います。

会 長 よろしいでしょうか。他にございますか。はい、どうぞ。

階本推進委員 ここに出ているものは、ハッキリ言って農作物を作っても出来が悪い所なのでは。結局はほぼ放置されて・・・。

事務局 その可能性はあるかもしれません。

階本推進委員 これは個人管理になるのですか。

事務局 個人管理となり、農地保全是やはり個人で行う、あるいはどこかに頼んで草刈り等をしてもらって保全管理することになると思います。

階本推進委員 分かりました。

会 長 他にございませんか。よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。報告のとおり農地法第18条第6項の規定による届出の1から16については、ご了承願います。

農地法 第3条

《 渡津町 》

会 長 次に日程第3、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請です。農地の所在は渡津町●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●●県●●●●市●●●●丁目●●●●番地です。譲受人は●●●●さん、●●●●市●●●●町●●●●番地です。対価は10aあたり●●●●千円です。以上です。

会 長 それでは、私から調査結果の報告をいたします。位置図は1ページをご覧ください。横にして見ていただいて、大きな道路が国道261号線、上方向には江津道路の渡津交差点まで1キロもありませんけれども、そこに接続します。

261号線を●●●方向に行くと●●●の方面でJR山陰本線の高架を通過し国道9号線に繋がります。また、左手には江の川で堤防がありまして、その国道と堤防の間に挟まれた位置になります。申請地は、江津バイパスの交差点から261号線を●●●方面に●●●位置になります。また、ここはご覧のように、江の川と堤防、●●●に挟まれた位置になります。周辺は、堤防沿いには民家がありますけれど、農地が民家周辺に広がっている所です。先日、16日に現地確認を行いました。譲受人の●●●●さんのご主人の●●●●さんに話を伺いました。位置図の所には、●●●●さんのお宅が斜め左上にありますけれど、その下に●●●●さんという家があります。ここは譲渡人の●●●●さんが、以前お住まいになっていた所で、●●●●さんという方に借家をされているということをお聞きしました。●●●●さんは現在、●●●●にお住まいですが、実家がある土地の隣に畑があるということで、聞き取り調査をしたところ●●●●さんはドバイに移住をされるということで、この畑を含めて整理をしたいということであり、今回、畑を●●●●さんが譲り受けるということのようです。現在この畑は、一部ですけれど野菜を作っておられ、隣接には●●●●さん自身の所有する畑で野菜を作っておられました。この周辺の農地では、野菜を作られたり栗林があったり、一部保全管理で、草刈り等の管理している地域でした。以上のことから、農地法第3条の適用要件である農地の所有権移転および使用貸借による権利の設定等にあたり、農地を農地のまま売却や貸借する場合に適用される。農地が農地としてきちんと活用されないと売買等は出来ないという条件は既にクリアしており、維持継続をされるということで、特にこの件について問題は無いと考えます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告をいたしました。この件について、ご質問等
はございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決すること
に賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請に
ついては、可決されました。

《 嘉久志町 》

会 長 次に日程第4、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」と日程第5、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1について」は箇所並びに申請人が同一で、相互に関連がございますので、一括議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、および議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番です。農地の所在は嘉久志町●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡です。現所有者は5条1項にあるように●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地の方です。この方が、4条に持分2分の1と書いてありますとおり、現在所有の●●●番、この持分の2分の1を譲受人の●●●●さん、●●●郡●●●町大字●●●番地の方へ無償譲渡での所有権移転を行うということであり、同地番で4条と5条の申請となっています。転用理由としましては、嘉久志町●●●番の土地がございまして、そこから公衆用道路への進入用道路として利用するという事です。先ほど申しましたとおり、現在は●●●さんで、5条で持分2分の1を●●●●さんから●●●●さんへ所有権移転し農地転用する。そして4条で持分2分の1を●●●●さん自身の土地の農地転用ということでございます。工期は許可の日から令和4年12月末日になっております。以上です。

会 長 それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11 番委員 位置図は2ページをご覧ください。15日の金曜日に現地を確認いたしました。位置図の右下に国道9号線が通っておりまして、●●●●という●●●●があります。江津方面から行きますと、この●●●●の西側交差点を北側へ曲がって約●●●m進みます。JRの高架をくぐって直進します。そうすると、北西方面に●●●とありますが、いわゆる産業道路に当たります。ここを左折しまして約●●●m行きますと、●●●さんと●●●さんというお宅の間の道に入りまして、約●●●m直進しますと●●●さんという家がありまして、ここを東側に曲がります。ここまでが公衆用道路です。この先の一部なのですが●●●●㎡で、位置図では正方形の形ですが、かぎ状のような形で入って右に折れ

て奥に行くような感じになっています。現地は耕作されていませんけれども、草刈り等の管理をされているようでした。この申請地奥の東側ですが、転用理由の所に●●●番の土地から公衆用道路への進入路とあり、申請者である●●●さんの農地になります。進入用道路を付けたいということで、事務局から説明があったとおり、申請地の2分の1を●●●さん、残りの2分の1を●●●さんへ●●●さんが譲渡する、2人で使うということです。●●●さんの土地も、原野が奥の北側西側にありますので、2人で●●●さんの農地、●●●口さんの原野に入る進入用道路です。確認をしましたが、周りは本人たちの原野農地と、あとは住宅が建っていますので、申請地を進入路にしたとしても他の農地に悪影響を与えることは無いと思いますので、問題無いと思いますがご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、ただ今の2件を一括採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第4条第1項の規定による許可申請について及び農地法第5条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

農地法 第5条

《 二宮町神主 》

会 長 　次に日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　それでは2番です。農地の所在は二宮町神主●●●番、地目は畑、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。譲受人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地。●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。転用目的は個人住宅の建設です。対価は10aあたり●●●千円で、工期は許可の日から令和5年3月31日となっております。

以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10 番委員 位置図は 3 ページをご覧ください。左上に国道 9 号線が通っておりまして、左側が波子方面で右側が都野津方面になります。地域的には、二宮町の青山地域と言われている所です。9 号線沿いに●●●●●●がありまして、その道路を●●●m くらい●●●いきますと、右側に申請地がございます。申請地を見ましたが、もう 10 年くらい放置しているように見え、10 年生くらの松やその他の木々も生えておりますし、草も生えておりまして、耕作はされた痕跡はありません。この土地の南側と北側には家が建っておりまして、ここへ家を建てられても隣接農地その他に悪い影響を与えるということは無いと思えます。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 については、可決されました。

《 都野津町 》

会 長 次に議案第 3 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 3 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは 3 番です。農地の所在は都野津町●●●番、地目は畑、面積が●●●●m²、都野津町●●●番、地目は畑、面積が●●●●m²です。譲渡人は●●●●●、●●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。譲受人は●●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。転用目的は個人住宅及び駐車場です。対価は 10a あたり●●●千円で、工期は許可の日から令和 5 年 2 月末日となっています。譲渡人は法人になっておりますが、以前に●●●●●が建売住宅を建築後に売るということで、5 条申請の許可がおりております。しかし、これから

建てるという予定だった所に、今回の譲受人が、自分が建てたいので、土地を売って欲しいという申し出があり、売買の話がまとまったそうです。そのようなことで●●●●●は5条の許可後、所有権移転登記の際に転用登記がされていなかったために農地のまま残っており、改めて5条申請を提出したということでございます。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番委員 位置図は4ページをご覧ください。地域的に言いますと、都野津のJR山陰本線が通っていますが、それよりも海側にある土地です。上から左下に通っているのが産業道路です。江津の方から9号線方面は、この産業道路を●●●して●●●して、交差点を●●●へ曲がりまして道なりに進み、山陰本線のアンダーパスを通過して都野津町西交差点に接続します。申請地は、産業道路を●●●●●して最初の交差点を●●●し、●●●さんという家がありますが、ここを●●●●●して●●●mくらいに進んだところでございます。●●●●●も家を建てようというようなつもりでいたと思いますが、耕作はされておられません綺麗な草が刈ってありました。周りも宅地化されていますので、問題は無いかと思えます。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

崎谷推進委員 すみません。

会 長 はい、どうぞ。

崎谷推進委員 この件は初めて出てきたのですが、●●●●●さんへは指導的なお願いをされた方が良くと思います。というのは、これは何年前に●●●●●さんが譲り受けられて、本当はここに農地として所有権はかけておかないといけない案件だと私は思います。だから、それが何年前に●●●●●さんの手に渡ったか、また調べていただいて報告していただきたい。要は転売に当たりますからね、宅地でも、表面的には。

会 長 事務局よろしいでしょうか。

事務局 分かりました。

会 長 調査の方をお願いいたします。他にございませんか。

階本推進委員 現在、登記簿上は農地になっているのですか。ということは、所有者は

転売が認められるということですか。

事務局 今、話がありましたが、転売をする為に農地取得した訳ではないのですが。

崎谷推進委員 それは分かりますが、登記ということは事業者としてやっておかれるように、指導をしてということですか。

事務局 分かりました。これは、転売するということでは無く、最近よく見受けられる事例ではあるのですが、所有権移転申請をして許可がおりて、所有権移転までは登記したが農地転用の地目変更の登記をしていないという事例です。そのために、建物が建っているけれども、農地のまま残っていたということで始末書の提出ということが何回もございます。今回の事例も●●●●●が所有権移転登記まではしていたが、地目変更登記がされていなかったということですか。同時に登記していれば別に問題は無かったと思います。それをしていなかったことで建売の家が建つ前に、自分で建てるから土地を売ってくれという所有権移転が成立したため、転売という形に見えるということだと思います。登記が遅れたということが問題だということはあるかと思いますが。

会長 他にございませんか。はい、どうぞ。

階本推進委員 ●●●●●さんが、この農地を買われたのですよね。

事務局 そうですね。

階本推進委員 買われて、その後どうされたのでしょうか。お金は払われて登記は●●●●●になっているのですよね。それが畑のままで、目的が住宅ですか。建てるために購入されたものではないのですか。

事務局 建売住宅を建てる予定だったのでしょうが、登記をして所有権移転をしたものの、建築費用等の関係上だとは思われますが、すぐには建築を行わず保留されていたものだと見受けられます。

階本推進委員 それは認められるものなのですか。

事務局 認められるというか法務局で所有権移転登記がされていますから、認められる何もこちらも言いようが無いです。建売住宅を建てて売るという許可はおりています。家を建てる際には底地を宅地に変えないと建築物を建てられないので農地を買ったが、建てる前なので畑のままであったという状況です。

会長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

9番委員 すみません。

会 長 はい、どうぞ。

9 番委員 事務局にお聞きしますが、農地から宅地に変えて、それも条件がここへ家を建てるからということで、5 条を出しますよね。その時に、何年以内までに建物を建てるという条件が付いているのではないかと思うのですが、それをもし建てなかったら 5 条申請したものは、どうなるのですか。

事務局 通常は 3 年から 5 年くらいで家を建てるということが通例だと思います。そこで、住宅を建てられなかった場合は違法転用という形になりますので、建てられなければ耕作するなり何なりで、農地として管理を依頼することになります。

9 番委員 5 条申請したものが無効になるのですか。

事務局 無効にはなりません。もし、5 条申請をして許可が下りた後で建てなければ違法転用になるということです。

会 長 はい、どうぞ。階本さん。

階本推進委員 いつ頃に●●●●●さんがこの農地を取得されたのか。

事務局 今、データを持って来ておりませんので、次の時にお伝えいたします。

階本推進委員 もう、2 年も 3 年も経っているのでは。

事務局 2、3 年かと思います。

階本推進委員 そうすると、その時の条件として通常は 1 年か 1 年半くらいで完了しますよね。一般的には条件が付きますよね。そういう計画書はないのですか。

事務局 先ほども言いましたように、今回の場合、建売を建てるという計画だったけれども建てていない、その部分で指導が必要なのではないかということ为先ほどは言われました。それで、次回報告を行うと言った所なのですが。

会 長 ちょっといいですか。皆さん、色々この案件は非常に質疑が多くて、先ほどもありましたように、調査もしていただくということなので、次回にその調査報告、この経緯について取りまとめていただいて、報告していただきますようお願い出来ますか。

事務局 はい、分かりました。

会 長 それでよろしゅうございますか。

崎谷推進委員 はい。それとこれに付随してという訳ではないのですが、太陽光発電を設置するという変更届けが先月にも出ていましたが、過去 3 年くらいでも良い

ので、本当に設置してあるかどうかということも調べていただきたいです。

事務局 分かりました。

会 長 それを踏まえまして、報告をお願いいたします。他にございますか。よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。この件について採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3については、可決されました。

非農地証明

《 桜江町市山 》

会 長 日程第6、議案第4号「非農地証明について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。本来、非農地証明についてはお二人の調査報告が必要であります。今日の冒頭で報告しましたように、担当の井上推進委員が欠席ということですので、田代委員からの報告ということになります。よろしくをお願いいたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第4号、非農地証明交付申請についてです。農地の所在は桜江町市山●●●番、登記簿が畑で現況が山林、面積が●●●㎡です。所有者は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。非農地事由は、災害関連緊急治山事業の施工予定地でありまして、現況に併せて地目を変更したいということがございます。この畑の部分に治山事業が入るのですが、地目を山林にしないと事業が入れないということがございまして、現況が山林ということもあり、畑を山林に地目変更するための非農地証明の申請です。以上です。

会 長 それでは、田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9番委員 この件につきましては、今月の16日に井上推進委員と一緒に、●●●●さんにも立ち会っていただいて、現地を確認しました。位置図は5ページをご覧ください。右側、下の方の道が旧県道桜江金城線で、今は市道になっています。右側が川戸方面で、左側が長谷方面になります。中程に道がありますけれど、

これが市道で、ここの集落は●●●地区になるのですけれど、市山の●●●●がありまして、その先の交差点を●●●の●●●方面に入ってそこから●●●mくらい進み、●●●●さん宅前に谷川がありその川に沿って●●●mくらい入った所が現地になっております。現地は、令和3年8月中旬に豪雨災害があったのですが、その時にこの谷から土砂が流出して堆積しており、7月の初旬に工事が終わった段階で、この●●●番の所に砂防堰堤を作る計画があるそうです。さらに、立木の伐採をされたあと、植林されたのですが、保安林に指定されておりまして、治山工事エリアは保安林の解除並びに農地から山林に転用して工事を行うということでした。写真を見てもらえれば分かるように、竹林になっておりまして、ここへ行くまでの道もちょうど小屋がありますけれど、小屋から上流は川の中を歩かないと行けない状況でした。そのような状況です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問はございませんか。

湯淺推進委員　よろしいですか。

会 長 　はい、どうぞ。

湯淺推進委員　現地ですけれど、現在の道路標識のある所から入って行くのですけれど、昔は細い道が続いてまして、位置図の右下に船坂峠と書いてある所に三叉路があり、昔はバスが通らないので、私が子供の頃は沢沿いの道を通っていました。●●●●さんの土地の付近に四角表示がありますが、昔は家があったと思います。何年も空家で、耕作も何年もされて無いと思います。以上です。

会 長 　他にございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、非農地証明については、証明することに決しました。

農用地利用集積計画

会 長 　次に日程第7、意見第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用

権集積計画の承認（利用権貸借）について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、意見第 2 号です。意見第 1 号を中間管理の一括方式での届出で固定し、相対契約での届出のものを 2 号で固定しますので、今回は意見 2 号のみということです。1 ページ目には、集計表がございます。次の 2 ページをご覧ください。番号 1 番です。農地の所在は二宮町神村●●●番、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●●市●●●区●●●丁目●●●番●●●号です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用目的は田、期間は 5 年で使用貸借でございます。次に 2 番、農地の所在は跡市町●●●番、地目は登記簿が原野で現況が田、面積が●●●㎡、跡市町●●●番、地目は登記簿現況ともに田、面積が●●●㎡、跡市町●●●番、地目は登記簿が雑種地で現況が田、面積が●●●㎡、跡市町●●●番、地目は登記簿現況ともに田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●●市●●●町●●●番地です。使用目的は田、期間は 2 年 8 ヶ月で使用貸借でございます。以上です。

会長 ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

湯淺推進委員 よろしいですか。

会長 はい、どうぞ。

湯淺推進委員 利用権を設定される方で、2 番の●●●●さんですが、この方は生きておられるのですか。亡くなっているのでは。

事務局 農地台帳では●●●●さんとなっております。

湯淺推進委員 亡くなっているのに契約が出来るのですか。本人がいないのに。

事務局 亡くなっているはずなので、台帳上の所有者はこの方なのですが、契約者がどなたなのか及び相続者、相続代理人を次の総会でお伝えします。

湯淺推進委員 それでも名前の記載はおかしいのではないかと。亡くなっているのに。

事務局 登記がされてないところだと思いますが、賃借契約自体は他の相続者がされていると思うので、備考欄にそういう記載をしていたらよかったと思いますが、

申し訳ございません。これは、また調べまして報告したいと思います。

湯淺推進委員 よろしくお願ひします。

会 長 他にございませんか。はい、どうぞ。

階本推進委員 いらんことだけと、雑種地と原野で田になっていますが、これも併せて変更届を出された方が良いのではないですか。現実に田んぼにされるのだから。

事務局 現地は、数年前に河川工事の関係で圃場整備をして、地目が変更されることなく現況が田になっているようです。なので、その部分も併せて登記についても願ひしたいということで、話させてもらいます。よろしいでしょうか。

階本推進委員 はい。

会 長 他にございませんか。はい、階本推進委員どうぞ。

階本推進委員 ここに書いてある、利用権を設定される方というのは、農業は初めての方なのですか。

事務局 寺井さんは以前にされていたということは聞いていますけれど、今回借りてこの土地で有機農業ということで田を耕作されるようです。下段の●●●さんは田を耕作ということですが、苔を置いて栽培するということを知っていますので、転作として活用するというこのようです。

階本推進委員 農業の経験はあるのですね。

事務局 そうですね。あると聞いています。

階本推進委員 今は現段階で農地は無いけれど、借りてやられるということですね。

事務局 そうですね。

階本推進委員 分かりました。

会 長 他にございますか。事務局、先ほどの死亡の件ですが・・・。

事務局 今、確認をしましたら、台帳名義人は●●●●さんですが、契約者は娘さんの●●●さんでした。備考欄に、台帳名義人死亡のためということで●●●さんが契約者であるとして記載しておく必要がありました。申し訳ありません。

会 長 よろしいでしょうか。他にございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、意見第 2 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認（利用権貸借）について」は、承認されたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他

会 長 次に日程第 8、その他について事務局から総会に諮るべき案件がございますか。

事務局 事務局からは特にございません。

会 長 その他、皆さんの方から何かございますか。

9 番委員 すみません。一つよろしいでしょうか。

会 長 はい、どうぞ。

9 番委員 この農地法に基づいて色々手続きがありますが、江津市のホームページで様式を取得する場合の提出書類のサイズの問題なのですが、4 条 5 条関係の申請書類等が A3 サイズで添付されているのですよ。サイズ変更はできないか検討をしていただければと思います。今回、書類をパソコンでホームページから取得しようとしたのですが、サイズが A3 で取得できなかった。事業所等は A3 サイズのプリンターを持っておられると思いますが、個人で A3 サイズのプリンターを持っている方は、ほとんどおられないと思います。そこら辺を考慮されて今後は A4 サイズに変更していただければ、非常に助かります。

会 長 事務局、検討していただけますか。

事務局 ホームページで書式は設定されておりますけれど、提出される書類は A4 両面印刷がほとんどです。印刷の時に設定を変えるとか方法はあると思いますが、ファイルサイズを変更するというのを検討したいと思います。

会 長 よろしく願いします。他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 それでは、他に無いようであります。事務連絡等は総会終了後に行います。以上で本日の日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第 4 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は 8 月 22 日の月曜日、江津市総合市民センターで行いますので、よろしくお願いいたします。

[閉会 午前 10 時 40 分]

以上議事の顛末を記載し、これに間違いなことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員